山小屋敷地使用料算定方式の改定に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十三年二月十日

提 出 者

新 村 勝 雄

衆 議 院 議 長 原 健 三 郎

殿

山小屋敷地使用料算定方式の改定に関する質問主意書

今般、 林野庁は Щ 小 屋 敷 地使 用 料の算定方式を改定し、 従来の定額方式から収益分収方式に改

定する意向とい われるが、これに関して次の点を説明されたい。

国有 地使用料は民法上の地代と同じ概念であると思うがどうか。

地代 額を決定するもつとも重要な要因は該 土地 (T) 地 価であると考えるがどうか。

三 今 回 0 改 定 は 収 益 分収・ 方式によるとい わ れ る が これ は 国 有林 野 法 に お ١ ر て 使 用され ている

「分収」 の考え方を基礎としてお り、 地 代 0) 決 定には、 なじまない 概 念であると考えるがどうか。

兀 従 来 玉 は 地 代 算 定の 原 則に 基 づ V) て 定 額 方 式 に ょ ŋ 使 用 料を徴収してきたところ、今般、

全く合理性のない 収益に基づく算定に変更しようとするの は 何 故か。

五. 民事の賃貸借関係において、特約がない限り、 貸主は借主に対し帳簿等の開示を要求する権

利はないと思うがどうか。

六

前号により法律によらずに営業実績報告書等の提出を義務付けることは、憲法第三十一条に

違反すると思うがどうか。

右質問する。

兀